

## 北朝鮮の金正恩氏による人工衛星と称する事実上の弾道ミサイル等の発射等に抗議する決議

北朝鮮の金正恩氏が令和5年5月29日に人工衛星と称する事実上の弾道ミサイル等の発射を通報(予告)し、その後同月31日に発射を行った。さらには、今月15日に少なくとも2発の弾道ミサイルの発射を行い、我が国の排他的経済水域(EEZ)内に落下させた。これらの行為は、国連安保理決議違反である。

弾道ミサイル等の発射を一向に止める気配のない金正恩氏に対し、平和を愛しこれを希求する習志野市民として、その心意気を、朝鮮人が発射を続ける限り何度でも抗議文を決議・発出することが必要であると考えます。

よって、本市議会は、弾道ミサイル等の発射を一向に止める気配のない金正恩氏に対し、これらを即刻中止するよう強く求めるものである。

以上、決議する。

令和5年6月29日

習 志 野 市 議 会